# 原子力災害時の広域避難

### ■広域避難先について

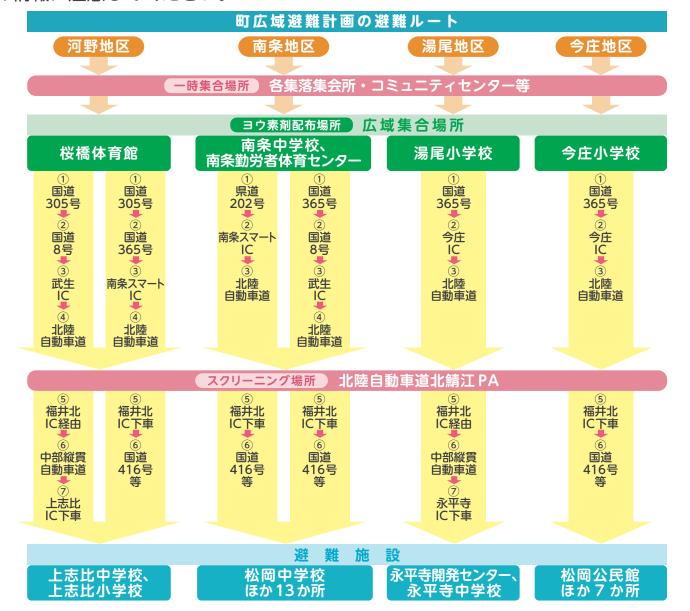
町は、原子力災害時の避難先として、永平寺町と広域避難に関する協定書を結んでいます。永平寺町とは、原子力災害に限らず、風水害、地震、津波等の災害時に、資機材や物資の支援、ボランティアの派遣など相互応援協定を結んでいます。

#### ●一時避難施設について

自力で避難することが困難な要配慮者の方などが、町外の福祉避難所等に避難するまでの間、一時 的に避難するための施設として、河野小学校に放射線防護施設(エアシェルター)を整備しました。 また、今庁診療所にも同様の目的の設備があります。

### ■避難ルートについて

町では、小学校区ごとに広域避難ルートを定めています。避難の手段は、県や町が 用意するバスか自家用車での避難になります。途中で安定ヨウ素剤(甲状腺の被ばく を防ぐためのもの)の配布やスクリーニング(車や衣服の除染)がありますが、原子 力災害の規模や時期、また気象条件等によって対応はさまざまですので、県や町から の情報に注意してください。



# 総合編

## 自助・共助・公助

災害による被害を未然に防いだり、最小限に抑えるとともに、早期の復旧・復興を 果たすためにも、自助・共助・公助の連携が大切です。

# 自分で守る自助

日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難するなど、 自分の命は自分で守るということです。本手引きで紹介して いる非常持出品の準備や生活必需品の備蓄、家具の転倒防止 対策や住宅の耐震補強、連絡手段・避難所の確認、情報収集 など、事前の備えとしていろいろなことができます



# 近隣で助け合い

### ■地域で守る共助

「共助」とは、地域の防災活動に協力したり、地域の方々と要配慮者の避難を支援したり、初期消火活動や救出活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことです。大災害発生直後は、規模の大きさから救助隊にはあまり期待できず、むしろ友人・隣人で助け合うことが重要になります。

### ●要援護者台帳への登録のお願い

南越前町では、災害時の要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、災害時要援護者支援計画を策定し、災害時要援護者台帳を整備していますので、台帳への登録をお願いします。 連絡先:南越前町保健福祉課 0778-47-8007(直通)



### 一行政・防災機関が守る公助

災害に備えたインフラ整備や<mark>啓蒙、</mark>自警消防隊・自主防災 組織など自主防災活動の支援、災害発生時の消防・救急活動 など、町全域にかかわる災害予防や災害対策に関することを、 県や防災関係機関と連携して行うものです。

# ●自主防災組織の結成・活動の推奨

南越前町では、自主防災組織を結成した際には届け出をお願いしています。 連絡先:南越前町総務課防災安全室 0778-47-8016 (直通)



# 災害見舞金制度について

南越前町に住所を有する方の住家が、水震火災その他の非常災害により甚大な被害 を受けたとき、災害見舞金を支給します。災害見舞金の対象は、以下のとおりです。

火災等	全焼・全壊	100,000円	風水害・地震等自然災害	全壊・流出		70,000円	1>4
	半焼・半壊	50,000円		一部壊	損 害 額 100 万円超え	30,000円	
		90,000円			損害額 20万円~100万円	10,000円	
	一部焼・一部壊	5,000円		床上浸水		30,000円	]
		30,000 円				30,000   3	

対象外となります。
※車庫、倉庫、作業小屋等は
※市庫、倉庫、作業小屋等は